相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県五所川原市字布屋町一〇番地、最後の住所宮城県仙台市泉区南光台六丁目三九番二一号　被相続人　亡　齋藤　智美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月二十五日

宮城県仙台市青葉区一番町一丁目一七番二〇号グランドメゾン片平四階

相続財産管理人　弁護士　北爪　賀章

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県湯沢市田町二丁目一〇五番地、最後の住所秋田県横手市清川町六番四号清川ハイツ六の四　被相続人　亡　渡邊　實

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月二十五日

秋田県湯沢市字両神二二番地七

相続財産管理人　司法書士　伊藤　則行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県鴨川市貝渚二九二六番地、最後の住所千葉県鴨川市貝渚二九一七番地二　被相続人　亡　鈴木　良夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月二十五日

事務所千葉県館山市北条二一六一一　依田ビル二階　関川法律事務所

相続財産管理人　弁護士　関川　正則

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県柏市東上町六番、最後の住所千葉県柏市布施新町三丁目二一番一号　被相続人　亡　髙野山　仁

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月二十五日

事務所千葉県柏市中央町二番一号　柏センタービル三階　柏みらい法律事務所

相続財産管理人　弁護士　白方　太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都目黒区緑が丘一丁目二九九一番地、最後の住所東京都大田区南馬込三丁目三七番八―五〇四号　被相続人　亡　小倉　正子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月二十五日

事務所東京都中央区日本橋兜町五番一号兜町第一平和ビル六階日本橋フォーラム綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　宗岡　慶太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県東海市加木屋町辻ケ花三番地一九、最後の住所東京都葛飾区堀切八丁目二六番二七―五〇四号グランデュール綾瀬　被相続人　亡　齊藤　文俊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月二十五日

東京都千代田区内幸町一丁目二番二号日比谷ダイビル六階潮見坂綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　阿南　剛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都葛飾区東金町三丁目五番地、最後の住所東京都葛飾区東金町三丁目三一番一二号　被相続人　亡　渡邊　孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月二十五日

東京都新宿区四谷一丁目二二番地五ＷＥＳＴＡＬＬ四谷ビル四階山﨑総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　北代八重子

（登録姓　石田）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区西池袋一丁目二一番地、最後の住所東京都世田谷区八幡山二丁目一九番五号メゾン土山　被相続人　亡　岩田　優子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月二十五日

東京都千代田区二番町一一―三相互二番町ビル別館六階倫総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　宮川　倫子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県南蒲原郡田上町大字田上丙二九三二番地九、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　藤田　英明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月二十五日

新潟県長岡市三和三丁目八番地二三坂井ビル二〇一号

相続財産管理人　弁護士　小林　彰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新発田市大手町四丁目五六五番地、最後の住所新潟県新発田市諏訪町一丁目七番一二号　被相続人　亡　髙山田鶴子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月二十五日

事務所新潟県新発田市中央町三丁目二番二三号セントラルビル二階

相続財産管理人　弁護士　吉村　一洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県輪島市三井町中川波前九二番地、最後の住所石川県白山市宮保新町七七番地　被相続人　亡　山下　正勝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月二十五日

石川県金沢市大手町九番二九号

相続財産管理人　弁護士　奥村　回

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県浜松市中区高林一丁目二七九番地一、最後の住所静岡県浜松市中区高林一丁目一〇番一三号　被相続人　亡　安形きみよ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月二十五日

事務所静岡県浜松市中区中央二丁目一〇番一号浜松青色会館四階　鈴木孝裕法律事務所　相続財産管理人　弁護士　鈴木　孝裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県東近江市綺田町四四三番地、最後の住所滋賀県東近江市佐野町三三六番地三三　被相続人　亡　野口　彰一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月二十五日

事務所滋賀県彦根市平田町五一七番地エンジョイ北清ビル二〇二号

相続財産管理人　司法書士　下堂　直樹

第24期決算公告

平成26年6月25日

東京都中央区新川1丁目28番24号
信金中金ビジネス株式会社
代表取締役社長　木村　雅人

貸借対照表の要旨
（平成26年3月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,334,269	流動負債	118,852
固定資産	15,600	（うち賞与引当金）	(27,147)
		固定負債	39,003
		退職給付引当金	23,836
		役員退職慰労引当金	15,166
		株主資本	1,192,013
		資本金	70,000
		資本剰余金	1,122,013
		利益準備金	12,500
		その他利益剰余金	1,109,513
		（うち当期純利益）	(40,196)
資産合計	1,349,869	負債・純資産合計	1,349,869